

学校法人会計の特徴について

1、学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は、永続的な教育研究活動の維持向上を主目的とした非営利組織であり、国や地方公共団体より補助を受けている公共性の高い組織でもあります。そのため、昭和46年に制定された「学校法人会計基準」に則り、営利の追求を目的とする企業会計とは異なる独自の会計処理が義務付けられています。

	学 校 法 人	企 業
組織の目的	永続的な教育研究活動の維持向上 (非営利組織)	利益の獲得、出資者への還元 (営利組織)
会計処理	学校法人会計基準	企業会計原則

2、学校法人会計における作成書類

学校法人会計基準では、基本的な会計処理のルールについては複式簿記の原則や企業会計原則を踏襲しておりますが、財務書類については学校法人会計独自の書類作成が必要となります。

①事業活動収支計算書（企業会計：損益計算書）

当該会計年度の収入と支出の内容と均衡状態を明確にし、学校法人の経営状態を表す財務書類です。

企業会計における損益計算書に相当しますが、企業の経営成績を示すために当該会計年度の収益と費用を計算し損益管理を行うことを目的とする損益計算書に対し、事業活動収支計算書では、利益追求を目的としない学校法人の諸活動を損益ではなく収支として表示し、基本金(※)への組入額を加味した収支の差額によって経営状態を表すことを目的としています。

なお、資金収支計算書で計上されない現物寄付や減価償却等の現預金が増減しない諸活動については計上されますが、負債となる借入金や前受金(翌年度に計上するべき収入の入金分)、固定資産取得に係る支出等については計上されません。

※基本金

学校法人が諸活動を行うにあたっての必要な資産を継続的に維持するために組み入れた金額です。

企業会計における資本金に類似していますが、出資者の出資額を表す資本金に対し、基本金は、学校法人設立時に受け入れた寄付金や設立後の事業活動で獲得した自己資金により、基本金組入対象の資産を取得する金額を表します。

②資金収支計算書（企業会計：キャッシュフロー計算書）

全ての収入及び支出の内容と資金の流れを明らかにする財務書類です。

企業会計におけるキャッシュフロー計算書に相当しますが、資金の獲得能力や支払能力の分析を目的とするキャッシュフロー計算書に対し、資金収支計算書では、当該会計年度の諸活動における全ての収支の内容及び支払資金の顛末を明らかにすることを目的としています。

なお、現預金が増減する諸活動全てが収支として計上されますが、現物寄付や減価償却等の現預金が増減しない諸活動については計上されません。

③貸借対照表（企業会計：貸借対照表）

当該年度末時点での学校法人の資産、負債、純資産（資産－負債）の額によって財政状況を明らかにするための財務書類です。

事業活動収支計算書及び資金収支計算書は単年度の収支状況を表していますが、貸借対照表は今までの財政活動における累計額を表します。

なお、企業会計における貸借対照表とはほぼ同様の様式となっていますが、企業会計では資本金を表示する部分について、学校法人会計では基本金を表示するといった違いがあります。

	学 校 法 人	企 業
財務書類	事業活動収支計算書	損益計算書
	資金収支計算書	キャッシュフロー計算書
	貸借対照表	貸借対照表